

●第60回広島市都市計画審議会（令和2年8月7日開催）

議題	名称等	議案の内容
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）区域区分の変更について（広島市決定）	西風新都梶毛東地区（西風新都梶毛東工業地区を含む）、西風新都奥畑地区、西風新都大塚西三丁目4番ほか地区	開発行為が完了するなど市街地が形成されたことから、市街化調整区域から市街化区域への編入を行うものである。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）用途地域の変更について（広島市決定）	西風新都梶毛東地区（西風新都梶毛東工業地区を含む）、西風新都奥畑地区、西風新都大塚西三丁目4番ほか地区	市街化区域に編入する地区に用途地域を指定するものである。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道の変更について（広島市決定）	広島公共下水道	都市計画に定める広島公共下水道の排水区域は、原則市街化区域と同一の区域としていることから、西風新都梶毛東地区、西風新都奥畑地区及び西風新都大塚西三丁目4番ほか地区の市街化区域編入に伴い、排水区域の追加を行うものである。また、南区仁保二丁目1番の一部について、企業独自で処理してきたマツダ株式会社から、汚水の公共下水道への接続希望があり、当該地区は既に全体計画に位置付けられており、既存施設への影響がないことなどから、当該地区の汚水についても排水区域の追加を行うものである。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更について（広島市決定）	西風新都梶毛東地区 地区計画	地区計画における制限のうち、用途地域の指定によって不要となる制限（容積率／建蔽率、高さ）を削除するものである。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更について（広島市決定）	西風新都梶毛東工業地区 地区計画	地区計画における制限のうち、用途地域の指定によって不要となる制限（容積率／建蔽率、高さ）を削除するものである。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更について（広島市決定）	西風新都奥畑地区 地区計画	地区計画における制限のうち、用途地域の指定によって不要となる制限（用途、容積率／建蔽率、高さ）を削除するものである。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更について（広島市決定）	西風新都大塚西三丁目4番ほか地区 地区計画	地区計画における制限のうち、用途地域の指定によって不要となる制限（用途、容積率／建蔽率）を削除するものである。
建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築許可に係る産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（特定行政庁広島市長）	木くずの破碎施設（安佐南区伴西五丁目1352番6他2筆）	当該施設は、令和元年から木材（有価物）を破碎処理し、燃料木材チップに加工する工場を稼働させており、この度、既存の破碎処理設備を利用し、産業廃棄物（木くず）についてもチップに加工する事業内容の変更を考えている。建築基準法第51条ただし書許可を受ける必要がある一日当たりの処理能力が5トンを超える96トンであることから、当該施設の位置が都市計画上支障がないと認めようとするものである。